
令和6年 第3回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和6年9月4日（水曜日）

議事日程（第3号）

令和6年9月4日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告1番 安武 久美子 議員 1) 産後ケアの充実と産後ドゥーラの導入を

通告2番 江口 正明 議員 1) 自動体外式除細動器（AED）設置の拡充と、
地域住民への救命意識向上に向けた取組を

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告1番 安武 久美子 議員 1) 産後ケアの充実と産後ドゥーラの導入を

通告2番 江口 正明 議員 1) 自動体外式除細動器（AED）設置の拡充と、
地域住民への救命意識向上に向けた取組を

出席議員（12名）

1番 江口 正明君

2番 片岡 誠治君

3番 温水 眞君

4番 安武久美子君

5番 庵原 伸一君

6番 西 健太郎君

7番 大牟田直人君

8番 横大路政之君

9番 北崎 和博君

10番 牧野真紀子君

11番 上畝地白馬君

12番 松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君

議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桐島 光昭君	副町長	田中 真人君
教育長	小川 隆弘君		
総務課長	森 和也君	地域協働課長	安河内正路君
政策経営課長	高木 昭典君	税務課長	末永富士美君
住民課長	堺 好行君	健康福祉課長	尾田 繁男君
子育て支援課長	山口 望美君	産業振興課長	森 真二君
環境課長	片山 勇二君	都市整備課長	稲光 豊君
上下水道課長	高橋 忠久君	会計管理者	桐島 聡君
学校教育課長	桐島 貴幸君	社会教育課長	井上 和広君

午前9時30分開議

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） 配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に片岡議員から、9月3日一般質問での発言について発言の訂正の申出があつておりますので許可いたします。

片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 9月3日の一般質問の際、発言の中に適切でない言い回しがありましたので、該当部分を「年齢を重ねて」に訂正いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

日程第1. 一般質問

○議長（松井 和行君） 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。

通告4番、安武久美子議員。

○議員（4番 安武 久美子君） おはようございます。

4番議員、安武でございます。本日は、産後ケアの充実と産後ドゥーラの導入について、一般質問をさせていただきます。それでは、通告書を読ませていただきます。

令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援体制が強化され、訪問による家事支援事業が創設されました。令和6年4月に法施行を迎え、新宮町においても、子ども家庭センターは「はぐうる」が開設され、支援体制の強化に大変期待しております。

国の子育て世帯支援事業ガイドラインでは、事業の目的が「家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、

家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。」と明確に示されています。そこで、次のことをお伺いいたします。

一つ、町ではどのような方法で保護者のニーズを把握し、支援対象者を決定し、具体的な支援の実施をしていらっしゃるのでしょうか。

2、訪問支援員として資格を持った「産後ドゥーラ」を積極的に導入することにより、母子の暮らし全体をサポートし、母子の愛着形成を助けるなど虐待防止や産後うつ予防に大きな効果が期待されます。将来的に「産後ドゥーラ」の導入の考えはありますか。

また、導入した場合の利用料や資格取得のための研修費の一部助成の考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。それではお答えいたします。

令和4年の児童福祉法の改正で、こども家庭センターの設置とともに設けられました子育て世帯訪問支援事業につきましては、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者、食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、若年妊産婦、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦などを対象に、食事の準備や洗濯、清掃などの家事支援や保育所等の送迎などの育児養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴など支援を通じて、支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の環境を整えていくことで虐待等のリスクを未然に防ぐことを目指すものでございます。

それでは、一つ目の質問の支援対象者の決定やニーズの把握方法についてお答えいたします。支援が必要な家庭の把握は、まず妊娠届の受領時に面談とアンケート調査を実施いたしております。妊婦の家庭状況や家族や親族等による産前産後のサポートの状況、身体面や精神面の既往症や今回の妊娠に対するお母さんの思いなど、様々な角度から妊婦さんが置かれている状況を把握して、支援の必要性を検討をいたしております。支援を要する妊婦と判断した場合には、こども家庭センター「はぐうる」が中心となって、各担当と関係機関等と連携しながら、電話や家庭訪問、来所面談等により、不安や困り事を傾聴し、妊娠中から出産後まで状況を継続的に把握しながら、状況に応じた支援を行い、リスクを防ぐことができるよう対処をいたしております。

二つ目のご質問の訪問支援員としての「産後ドゥーラ」の導入についてですが、「産後ドゥーラ」は一般社団法人ドゥーラ協会が主催する養成講座を受講し、試験に合格した方が取得できる民間の資格で、産前産後の妊産婦の相談支援、家事育児支援を行う方であると認識をいたしております。周囲のサポートがなく、不安や孤独の中で育児を行うお母さんに向けての支援として、育児支援と家事支援、相談支援を同じ方をお願いできるということは安心感があり、相談先の一

つとして選択肢が増えることは、サービスの充実につながるものと考えております。

現時点では、「産後ドゥーラ」の資格取得に係る補助などは考えておりませんが、当町での家事支援、育児支援の在り方については、先行自治体の状況等を研究し、補助制度についての検討を今後行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（４番 安武 久美子君） 新宮町の去年の出産者数を伺いましたら、去年は２４１名で、前年度より５０名少なかったということでした。

サポートのこういういろんなサポートを事前に申請する方は、この令和５年２４１人の中で４９組、申請されて、実際には３８組がこのサポートを受けられているということを伺っております。

お話を伺いましたら、子どもさんの数がすごく多い時代に比べると、今は今の体制で事足りているというかですね、そういうお話を伺いましたが、産後ケアについては今のところ新宮町では連携がうまくいっているということでございましたが、もう１つヤングケアラーの把握はどのように行われていますでしょうか。

児童本人がですね、自分が支援が必要だと気づかない子どもさんもいらっしゃると思われま。高齡者宅で、たまたまケアマネジャーさんが伺ったら、お孫ちゃんが介護をしていたとかですね、たまたま発見しましたとか、それから学校での変化に先生方がお気づきになってケアにつなげたというケースもあると聞きます。

「はぐうる」は、全ての妊産婦、子育てや子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるとされておりますが、こういうヤングケアラーとかですね、あとそういったことについては、どういった他機関の連携によって支援の必要な児童や妊産婦の方を見つけ出して、適切な支援につなげるという、この一連の取り組みを期待されているわけですが、実際、具体的な取り組みについて行ってありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

ヤングケアラーに関する実態調査というのは、まだ本町で行っておりません。早急にやらなきゃならないとは考えております。子育て支援課と教育委員会のほうで連携しながら、その実態調査をやって、当然いらっしゃると思いますので、ケースバイケースに応じていろんな支援を、またそのうち考えていかなければならないというふうに考えております。いわゆる私たちが見てヤングケアラーだなお子さん自身が、ヤングケアラーと思ってないこともあろうと思いますので、そういったこともきちんと丁寧に調査をやらなきゃいけないというふうに思っており

ます。

ヤングケアラーの問題は、ここ数年でグッと取上げてまいりましたけれども、大切な案件だと思っておりますので、町としてもしっかりと対応はしていきたいと思っております。それと先ほどもご質問されました、またこういった発見かというふうなお答えですが、まず先ほど申しましたように、妊娠届を取りにこられた時、またあるいはそれ以降、その時に担当者職員がこの方はちょっとケアしたほうがいいと思われる方には、積極的にこちらからお電話したり、訪問したりもしておりますし、また出産後は全家庭訪問いたしておりますので、その時訪問することによって、またおうちの状況とかを見れば、また何となくその雰囲気、家庭が分かってまいりますので、そういった点においてもまたケアが必要だなというふうな家庭とこちらが判断したら、その後もちょっと手厚く、一般の方には連絡しないけど、そちらの家庭には連絡を頻回多くやるとか、そういった考えで対策をとっているところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） ヤングケアラーの件なんですけども、学校では欠席、または遅刻が非常に顕著に気になる場所、そこについては学校もそうですけども、教育委員会でスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、そういったところと情報を取りながら、家庭の状況を把握しながら、専門的には児相にも相談しながらやっている。情報、状況を把握しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4 番 安武 久美子君） はい。

この「はぐうる」も、本年4月からスタートしたっていうことで、本格的には令和7年度から運用するっていうか、ということも聞いております。これから新宮町のいろんな個々のケースがありますでしょうが、そういったことに対して一つ一つやっぱり、これデリケートな問題もありますからですね、担当なさる方は大変なこと、ご苦労だろうとは思いますが、ぜひお1人でも1家庭でも困難なことがないような、住んでいてよかった、新宮でよかったなって言われるような町になっていくことを期待しております。

それから、ちょっとヤングケアラーにちょっと道がそれましたのでごめんなさい。先ほどの産後ケアの人員は、現在のところは足りておりますということを伺ってございましたが、担当課からですね。新宮町は、三代地区や下府地区の開発が進んでおります。これから先、住宅が増えることによって、子育て世帯もまた増えていくと思いますが、今のサポート体制では足りなくなることではないでしょうか。それに対しての何か対策などは考えていらっしゃいますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。

お答えいたします。実際、現在のところ一時期より出生数はかなり減っておりますが、議員おっしゃるように、下府と三代の土地区画整理事業の竣工に伴って、また転入者の方が増えてきて、出生数も増えてくるのではないかというふうには考えております。

また、そのときには当然、その母数に応じて、こちらのサービスの量も増やしていかなければならないというふうに思っておりますので、事前に不足する、利用者の方に不足感を芽生えさせることがないような体制で、早め早めの措置をやっていきたいと思います。

また、その時にまた新たなサービス等も出てくるかと思っておりますので、そういったものも導入するかどうか研究しながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（４番 安武 久美子君） ありがとうございます。

今回産後ケアのことにつきまして、私も勉強いたしました。が、出産後の母親は子宮が傷を負った状態で体力も消耗しており、出産後６週間から８週間の産褥期は回復のため、横になって体を休める必要がある、との医師の報告もございます。しかし、実際には退院して自宅に戻ったら、睡眠不足、夜中でも起きなきゃいけないでしょうし、睡眠不足や疲れ、自分の体や育児への不安、思うように家事ができない生活など、１人ではどうすることもできない状況になることもあると思います。現在のママたちは、少子化時代にお生まれになっておりまして、身の回りに赤ちゃんとは接する機会をほとんどないまま大人になられてっていう方が多ございます。親や親族とも離れた暮らしの中での孤立した子育て環境の方も多ございますので、退院して家に帰ってからの日常こそですね、行き届いた支援が必要なのではないかと思っております。

助産師さん、保健師さんは、ママと赤ちゃんには医療的なおっぱいケアとか、医療的なケアと保健指導をされますが、家事などの直接的な支援はできないわけですよね。その点、「産後ドゥーラ」というのは、心身が不安定になりやすい産前産後のママだけでなく、赤ちゃんやパパも含めた家族を丸ごとサポートされるところでございます。

ここでちょっと「産後ドゥーラ」の紹介をさせていただきますと、「ドゥーラ」とはギリシャ語だそうです。女性を支える経験豊かな女性という意味を持っているそうです。２０１２年に、この一般社団法人ドゥーラ協会が設立されまして、出産前後の女性の支援をなさってきた医師ですとか、助産師さんですとか、こういう事業を立ち上げ、システムというかですね、立ち上げられた大学の教授の方ですとか、そういう女性支援の専門家の方による養成講座を行っていらっしゃいます。内容はびっくりしたんですが、６か月にわたって全７５時間受講されるそうです。

5回の認定試験を受けられて、それと面接試験に合格した方を「産後ドゥーラ」として認定していらっしゃいます。かなり専門的な知識やそれからお料理なんかに関しては、具体的に調理実習とかですね、そういうスキルも身につけた上での認定となるそうでございます。

近隣では、どれぐらいいらっしゃるかと調べましたら、北九州市と福岡市と糸島市が現在、行政としてこの「産後ドゥーラ」を導入してサポート事業をなさっていらっしゃいます。

なので、すぐにはできないかもしれませんが、この産後ケア事業における専門職として、「産後ドゥーラ」を助産師さん、保健師さん、看護師さん等に加えて、研修を受けたこういう資格を持たれた産後ドゥーラも含めることができないかっていうところを、方向性としてはいかがでございましょうか。お伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

現在、出産後のケアのサービスといたしまして、家事の支援は含まれておりません。しかしながら、今回作成しております新宮町子ども計画にの策定において、いろいろアンケートをとりましたら、お母さん方からやっぱりそういった家事の支援が欲しかったというふうなお声を多くいただいておりますので、その辺のサービスは必要なのかなというふうに、町としては現在考えているところです。

ですので、現在はありませんけれども、将来的にはそういったサービスも含めて考えていかなければならないというふうに考えております。

また、安武議員がおっしゃいますように、産後ドゥーラというのは食事、育児、あとはお母さんの悩み相談とかですね、いろんなその辺のことをオールマイティにケアできる方というふうな認識はやっておりますので、全てのサービスをドゥーラさんにお任せするのではなくて、将来的にはいろんなサービスの中の1つのメニューとして、ドゥーラさんを選ぶことができるというふうなことができればなというふうには今考えておるところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 期待されている「産後ドゥーラ」でございますが、北九州市と福岡市で6人、熊本市で8人、宮崎で2人しかいらっしゃらないとかですね、まだまだ少なく、その方たちは広範囲に出張して仕事をしていらっしゃる状況だと聞いております。絶対数は足りませんということでございました。

この訪問支援員の人材確保っていうのも、将来的にそういった具体的に「産後ドゥーラ」を導入して働いてもらおうっていう場合に、新宮町で活動できる方を確保しておかなくてはならないと思います。この人材確保のために、このドゥーラを目指す人っていう方も対象は30歳から7

0歳ぐらいまでが受験資格があるそうでございます。

それは人生において、いろんな経験、豊富な方を採用するという目的でございますので、そのドゥーラを目指す人がその試験を受けて資格を取りたいと、私も子育ては終わったけれど、町の若いお母さん方のためにもう1回お仕事として、そういう仕事に就いて役に立ちたいって思われる方が多いそうなんです。

ところがですね、養成費用がちょっとお高いと聞いております。養成費用を助成する行政が、やっぱり何箇所かありまして3年間、資格を取りましたら3年間その当地で活動するということに条件に、この養成費用、受講料ですね、40万円かかるそうで、その2分の1を助成してある行政がございます。天理市は全額助成だそうでございますが、すぐには導入できないとしても、将来の新宮町を担う大事な子どもさんとその家庭を丸ごと守るっていうこと、観点からしましたら、今からやっぱり手を打つという必要があるのではないかと思います。

こういう、まだ誰1人まだそういう資格を持った者がいない状態で、こういうことを言うのは何か先走り過ぎかもしれませんが、そういったことも今から手を打つ必要があるなと私は感じましたので、いかがでございましょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

今、安武議員がおっしゃいましたように、ドゥーラさんがいらっしゃるのが福岡市さん、北九州市さん、そして糸島市さんということでございますので、まだドゥーラさんにケアしていただいたお母さんたちが、どのようなお気持ち、効果があるのかなというふうなものも、まだ町として計り知れないものがございますので、今、補助制度を設けますとも当然言えませんが、他市町村のそういった、使われていらっしゃるところの行政の意見も聞きながら検討していければというふうに思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 今回、この質問に当たって、出産は大きな喜びとともに大きなダメージもあるということが分かりました。

母子の暮らしを支えて、その愛着形成を助けるということが安心して子育てできる、誰かに頼って安心して子どもさんと向き合う、お母さんがですね。そういう愛着形成を助けるってことが、将来的な児童虐待を防ぎますし、産後うつ予防にもなるということでございます。

この事業は、そういうお母さんと子どもさんを周囲で支える家族なり、家族とですね、周囲とそれから行政の共助、公助。自助、共助、公助とありますが、この共助、公助で進めていく必要があると私は今回感じました。

引き続き、この研究とか検討をなさっていただけるということでございましたので、本当に心強く思います。引き続き、研究、検討を心からお願いして一般質問を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 通告5番、江口正明議員。

○議員（1番 江口 正明君） 1番議員、江口正明でございます。

さて、本日は自動体外式除細動器、一般的には英語表記の頭文字をとってAEDと言われている医療機器でございますが、本町として、それらAEDの設置場所を増やしていくこと、あわせてAEDの取扱いも含め、応急手当の重要性、必要性を訴えていきながら、改めて町民の皆さんへ救急救命に対する意識のさらなる高まりにつながるよう、本町の取り組みについてお尋ねしてまいります。

まず質問の前に皆様に、また議員の皆さんもあわせて、ひとつ問いかけてください。はい。さて、私たちの心臓はどこにあるでしょう。皆さん、手を心臓の位置に置いてください。

はい。ありがとうございます。そうです。心臓は胸の中心、みぞおちがありますね。そこから上のほうに硬い骨、胸の骨があります。胸骨と言いますが、その真ん中あたりになるんですね。よく救急講習とか行きますと、その問いをすると、意外と左胸の上に置かれる。昔そうやった、そんなことを聞きました、そういうのがありますので真ん中です。胸の真ん中です。ご確認ください。はい。

また、その質問のキーワードとなりますAEDなんですが、心停止の状態になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すためのものです。

心停止とは、心臓が止まっているわけではなく、心臓を構成している心室、心房とか心室とかありますよね。その心室の筋肉が小刻みに痙攣して、そのために全身に血液を送るポンプ機能が失った状態になる。死に至らしめる大変危険な不整脈の1つです。

唯一の治療方法としては、除細動器AEDで電気ショックを与えることと言われており、まさしくAEDは心臓の細かい動き、細動を自動的に解析し、必要に応じて自動、正常の必要に応じて自動的に電気を流し、そのショックで心臓の痙攣を取り除いて正常なリズムに戻し、心臓の動きを落ちつかせる機能を持つ優れたものの医療器具です。

ですから、日本語では除細動器、細動を除く機器ですと言われております。それでは、なぜ、AEDがそれまでに注目されるかといいますと、AEDを用いて電気ショックが行われれば、約7倍の人命が人の命が救えるというからです。

心停止から1分以内に胸骨圧迫、かつては心臓マッサージと言われていましたから、その言葉でつながりますが心臓マッサージ、人工呼吸、それからAEDを使うなどして救命処置が行われ

ば95パーセントが助かる。3分以内では75パーセント、かつ脳障害も避けられる可能性があります。5分経過すると、救命率は25パーセントとなり、仮に助かっても社会復帰には支障が生じるということです。もう8分以上経過すると、もう救命の可能性はいよいよもって低くなります。

救命措置の開始は時間との戦いであり、特にAEDを用いた効果的な応急手当が必要であることをお分かりいただけたと思います。ちなみに、本当に心臓が動かなくなった状態のことを、心臓が静かに止まると書いて心静止と言います。これが心停止と心静止の違いです。釈迦に説法みたいな話になりましたが、これからの質問に当たりまして事前に押さえていただきたく、ご説明いたしました。はい。それでは、本文に入ります。

平成16年、2004年7月から一般市民によるAEDの使用が認められて以降、公共施設だけではなく、大規模事業所やイベント会場でも見かけるようになりました。しかし、AEDが実際に使用されるケースは少なく、その理由として、一つはAEDの設置場所が限られること、二つにはAEDの使い方を知らない人が多いこと、という、この2点が挙げられます。

急病や事故に際し、救急車が到着するまでの間、家族や友人、または救急現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーという言葉で表しますが、その方たちによる一刻も早い応急手当が重要であり、そのためにもAEDがより身近な場所に設置され、誰もが使える環境を整える必要があります。お待たせしました。そこで質問です。

まず1点目ですが、救急医療や地域医療を充実させる観点からお伺いします。AEDの設置促進も含めた応急手当の普及啓発業務は、一般的に消防当局、本町で言えば粕屋北部消防本部、消防署が主体となって進めていかれる形が多いのではないのでしょうか。

私は、それら従来の業務体制を見直し、行政部門である健康福祉に関わる担当課と連携して取り組んでいかれたほうが、AEDの設置拡充に加え、町民の皆さんの救命意識向上につながると思うのですが、現状における消防当局と行政部門の役割分担はどうなっているのか、また業務の効率化を図るに当たっての本町としての見解を伺います。はい。失礼しました。

2点目でございます。ここでは、AEDの使い方及び心臓マッサージ、人工呼吸法など、応急手当に関する教育・訓練を中心にお尋ねいたします。応急手当とは、怪我人や急病人が発生した際、その場に居合わせて救助者となる、先ほど申しましたバイスタンダーが行います緊急的な救急救命措置のことを言いますが、救急車が到着するまでに、応急手当を速やかに行うことによって尊い命を救い、怪我や病気の悪化を防ぐことができます。怪我人や急病人が発生した場合、居合わせたバイスタンダーが、手当を正しく速やかに行えば、患者さんの救命効果が向上し、傷病・医療の経過にも良い影響を与えるのは明白であります。

しかし、いざ緊急の事態に遭遇した場合、適切な手当を実施することができるのでしょうか。

ここには日頃からの手当に関する知識、技術を身につけておくことが大切です。まさしく、ここに応急手当に関する教育や訓練の重要性があるのですが、実際に町民の皆さんへ、また事業所で働く人たちを対象とした応急手当の教育・訓練が、どの程度行われているのか。あわせて、学校現場においては、児童生徒を対象とした応急手当の学習がどのように行われているのかについてお伺いいたします。

続いて3点目です。私が調べたところでは、町内にはAEDが設置されている箇所が、公共施設で30か所、それから民間施設としての医療機関、それから高齢者保育施設、商業店舗などを含め、約90か所近くありました。数字に上下があるかもしれませんが、公共施設は新宮町オープンデータカタログサイトで、それ以外は地図会社のサイトから検索できた数字をあげております。福岡市ではですね、保健医療局地域医療課が管理するAED設置登録施設情報によって、行政区ごとに設置場所や名称、使用可能時間などが明記されておりまして、その前提としてAEDを設置する事業者との登録制度が導入されているようでした。

他の自治体でも同様な制度が散見されましたが、本町における設置事業者と行政との連携や実態の把握はどうなっているのかを伺います。また、そのような仕組みづくりが効果的であるのであれば、より多くの人々が利用する駅や商業施設など、現状の設置場所に加えて、救助者であるバイスタンダーにとって、より目立つ場所への設置の促進、設置促進を目指したAEDの登録制度化も含めて検討すべきではないのかと考えますが、見解をお伺いします。

最後の4点目です。皆さんが日々過ごされておられます職場、学校、よく利用する各種施設などでは、命を守る備えが十分になされているのか、なされているのでしょうか。AEDが置いてありますかということでございます。また、既にAEDは設置していますよ、としても受付やロビーに1台だけという場合も多いはずです。果たして、それで十分なのでしょうか。ということ です。

医療団体である日本心臓財団とか、日本循環器学会とか、心停止から5分以内の電気ショックということで、300メートルごとにAEDを配置するのが好ましいというふうに推奨しています。

例えば、高層ビルの1階受付にのみ、また広い敷地内の管理室のみAEDを1つだけ設置しますよ、ということでは十分とは言えません。既にAEDを設置されている場合であっても、大切な命を守るための適正配置を考慮した増設を検討する必要もあります。

このような状況も踏まえ、町内の民間事業所でもAEDをさらに設置しやすいよう、設置費用の一部、または全部を公的に負担する補助金制度の導入を検討すべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

救急救命に関しますことにつきましては、一部事務組合であります粕屋北部消防本部の管轄となり、お答えできる内容には限りがございますけれども、当町における地域医療や福祉分野の観点などから回答させていただきます。

最初の質問でございます救急地域医療充実の観点から、粕屋北部消防本部と健康福祉部門が連携して取り組むほうが、設置場所の周知及び最寄りの店舗や事業所等への設置拡充につながるのでは、という点についてお答えいたします。

まず、粕屋北部消防本部との連携につきましては、国では9月9日を救急の日と定め、この救急の日を含む1週間、救急医療週間、本年度は9月8日から9月14日となりますけれども、と定めております。

本町と粕屋北部消防本部では、この期間にどのような啓発活動を行うことが最も効果的であるかなどを例年協議しながら、事業の連携を図っておるところでございます。今年度は、9月7日土曜日にシーオーレ新宮で本町で実施いたします「いきいき運動健康フェスタ」におきまして、粕屋北部消防本部にご協力をいただき、心臓マッサージとAED取扱いの体験コーナーを設けております。

救急医療週間における啓発活動であるため、1人でも多くの皆様に参加していただき、救急医療に対する正しい理解と認識を深めていただきたいと考えているところでございます。

次に、AED設置場所の周知についてでございますが、新宮町のホームページの新宮町オープンデータカタログサイト、これ議員おっしゃってございましたけれども、そのサイトにおきまして、学校、幼稚園施設を含めた町内の公共施設におけるAEDを設置している場所の一覧を公開をいたしております。

そのほか、一般財団法人日本救急医療財団が提供する財団全国AEDマップでは、各種のAEDの設置場所が掲載されております。新宮町内でも、商業施設や医療機関などの設置施設が登録されておりますが、本町の公共施設の登録ができておりませんでしたので、現在取り急ぎ登録の手続きを進めているところでございます。

また、このマップはAEDの設置者が自ら登録する必要があるため、マップに登録されていないAEDもあると思われること、またAEDは定期的な消耗品の交換が必要ですが、マップ上ではその必要な更新がなされているかどうか不明であることから、町が町内全てのAED設置場所を正確に把握することが困難な状況でございます。

ただし、先ほど申しました公共施設のAEDの設置場所につきましては、町のホームページ上、より見やすいところに掲載するように見直しをしていきたいと考えております。

次に、2番目の質問でございます。使い方や心肺蘇生法等応急手当に関する教育・訓練についてお答えいたします。粕屋北部消防本部では、定期的に救命講習会を実施されております。

これは、心肺蘇生法、AEDの使用方法などに関する講習が受けられるもので、今年度はそびあしんぐうで4回、粕屋北部消防本部で4回の計8回実施される予定となっております。

また、1回当たりの参加者は30人前後の人が参加されると見込んでおります。そのほか、事業所や地域から要請を受けて、出前方式で行う講習も実施されており、昨年度は新宮町、古賀市の管内で40回、延べ1,830人がこの出前講習を受けられております。

また、先ほど申しあげました本町のイベント、いきいき運動健康フェスタにおいても、粕屋北部消防本部のブースを設け、参加者へ個別に実践指導を行うことといたしております。

本町といたしましても、このような講習につきまして、町民や町内事業者の皆様へ、さらに周知啓発を進めるとともに、引き続き、粕屋北部消防本部と連携を図っていきたいと考えているところでございます。

学校教育における取り組みにつきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） まず、町立学校におけるAEDの配備状況について、ご説明いたします。

町内の各小・中学校及び幼稚園につきましては、全てAEDの設置は完了しております。また、学校の規模に応じて設置台数は異なりますが、保健室や廊下などに専用の台や壁に据え付ける形で設置しております。緊急時に誰もが分かるよう、構内のアクセスしやすい場所に設置しております。

AEDにつきましては、これまでリースによる対応を行ってまいりましたが、令和3年度の更新時から購入する形に切替え、令和5年度には全ての購入を終え、更新している状況でございます。また、各小学校の敷地内に設置しております学童保育所につきましても、学校の設置に合わせまして、令和5年度に全て購入し設置が済んでおります。

続きまして、江口議員のご質問のAEDの使い方や心肺蘇生法等の応急手当に関する教育や訓練についてでございますが、学校教育での取り組み状況でございますが、教職員に対しましてはAED使用法や緊急時対応訓練など、養護教諭が講師として行っている学校や夏季休業期間を活用しまして、救急救命講習を粕屋北部消防本部にお願いし、講話や実技などの取り組みを行っている学校もございます。

児童生徒に対しましては、令和4年度から各小学校において粕屋北部消防本部から子ども救命士認定講習を受けているところでございます。中学校では、保健体育科の授業の中において、応急手当の意義と心肺蘇生の単元で心肺蘇生法やAEDの使い方の学習を行っております。

また、新宮東小学校では町の防災活動拠点である新宮町ふれあいの丘公園に隣接する中学校として、防災教育の取り組みの柱として、一学年の総合的な学習の時間の中で、防災、減災をテーマにした学習を行うとともに、粕屋北部消防本部から救急救命講習なども受けております。

さらに、地域の特性に応じた取り組みとして、相島小学校及び相島分校においては、毎年、夏季休業前の授業参観に合わせて、保護者と児童生徒及び教職員の全てが参加し、粕屋北部消防本部の方を講師として、AEDを使用した講習会等を実施しております。

学校教育においては、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。最後に、3番目と4番目の質問は内容が関連いたしますのであわせてお答えさせていただきます。

より多くの人々が利用する駅や商業施設など、現状の設置場所に加え、救助者にとって目立つ場所への普及促進を目指したAED設置の登録制度化も含めて検討すべきではないか、また民間事業者がAEDを設置しやすいよう、設置費用の一部または全部を公的に負担する補助金の導入を検討すべきではないかという点についてお答えをいたします。

まず、AEDの登録制度化についてですが、以前は粕屋北部消防本部がAEDマップを作成し、ホームページ上で情報を掲載いたしておりましたが、設置状況に変更が生じた場合など、情報をリアルタイムに更新できていないという問題が生じておりました。

そのため、不正確な情報は提供すべきではないとの判断から、現在は周知を行っていないと聞いております。こういった経緯を踏まえまして、本町独自で登録制度化といったAED設置の情報に責任を持って、正確かつリアルタイムに管理していく手段をとることは大変難しいのではないかと考えております。救命の場では、バイスタンダーによる速やかな通報や心肺蘇生などの措置が求められますので、誤った情報により現場が混乱することがあってはならないと考えております。

また、設置費用の公的補助金の導入についてですが、現時点では町の設置に対する助成を行うことは考えておりません。しかしながら、日本救急医療財団が取りまとめておりますAEDの適正配置に関するガイドラインにおいて、AEDの設置を推奨される施設が示されていることから、当該ガイドラインの内容を踏まえ、AEDを使用しやすい環境づくりについて、粕屋北部消防本部と連携しながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） 2問目に入ります。

まず1点目なんですが、先ほど福岡市の話を出しましたけども、あそこは保健医療局地域医療

課と消防本部、それから各行政区にあります保健福祉センターあたりが連携しながらAEDの普及、設置普及を進めているということです。言いたいのはですね、消防本部だけのマンパワーでは、なかなかそこまで広がりにくいというか、足りないんですね。消防だけの話の中で、そういう設置普及だとか、それから応急手当の講習だとか、どんどん行くだけではなくて、特に高齢者の方々が非常に対象となることも多いので、そういうところはその情報を把握している保健福祉部門あたりと常に連携をとりながらやっていくということが、さらにいい効果が上がるんじゃないかということで申し上げたところでございます。

それで、そこはそれでそういうことなんです、一つですね、この1点目、地域医療充実ということでちょっと関連で質問させていただきたいんですが、例えば相島など救急隊の到着に時間がかかる場所、東部地区ですね、立花口、的野区、立花口区の東部地区もそうなんですが、医療過疎地域といいますかね。そういうところでは、迅速な救命措置が得られにくい状況というのは、もうご承知のとおりだと思います。

しかしながら、そういうところも同じ住民サービスを受ける権利がございますので、そういうところにほどAED設置に積極的に配慮すべきではないかと思っています。

そこでお伺いしたいのは、相島にAEDがいくつあるのかという話、相島小学校と診療所もありますし、きずな館にもあるんだろうと思いますが、そういう設置の数とか保管状況、それとも深夜とか休日に、そういう心停止状態に陥った患者さんが発生した場合、さあ、誰がそのAEDをその患者さんのもとに持ってくるのか、というですね、そういう適切に使用できるのかをちょっと伺いたい。

これちょっと分かる範囲で結構でございます。ちなみに、相島200人ぐらいの人口ということ、それと高齢化率についても60パーを超えてるというような現状から、そこはしっかりと見ていく必要があるかと思っております。その部分を。

それと、地域おこし協力隊の看護師さん2名の進捗状況も含めてお伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） お答えいたします。

相島におきましては、先ほど教育長も申しましたように、相島小学校、それと相島の保育所、それと診療所がございます。ですので、もし仮に深夜等に急患が発生した場合、ドクターが島内におれば診療所に運んでいただいて、その病院の中で処置をすることになろうかと思います。

また、ドクターがいない時になれば、相島の区民の方々に必然的にお願いすることになりますけれども、保育所はふれあい館と同じ建物の中がございますので、そこから持ち出して、そのバイスタンダーの方に届けるというふうなことになろうかと思います。確かに、それ以降の手当は119番していただいて、ドクターヘリなのか、漁船で運ぶのかというふうなことになります。

けれども、そういったふうなことは確かに相島あるいは東部地区においては、その辺はちょっと弱いところであろうかと思しますので、先ほど申しましたAEDの配置のガイドラインも一つ示されておりますけれども、町の特性を考えながら、その辺はまた研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい、江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。相島につきましては、ひとつよろしくお願ひしたいと。

先ほども申しましたように、1分1秒を争う非常に大切な状況でございます。ですから、ひとつそのところは、徹底した対応をお願いしたいと思っております。

はい、2点目です。ご承知のように、全国的に救急要請が非常にひっきりなしできておりまして、本町においても現場に到着するのは8分から9分以上かかっているということです。心停止状態の患者さんを発見するまでの時間も含めると、救急隊が到着して救命処置の開始までもっと時間がかかると思うんですね。

ですから、そういうときのためにもバイスタンダーと言われる方々が応急手当、それからAEDの取扱いあたりの訓練、教育をしっかりと受けることが必要だということで、先ほど申し上げましたが、ただ、いかんせん、それを指導する側、救命講習、救急講習いろいろありますが、どうしてもそこに消防本部の職員になってしまうんですね。ですから、先ほども申しましたように、とてもマンパワー的には回らない。

粕屋北部消防本部では、主に救急隊員がそういう講師として出向くんですが、3交代制ですから日勤の時間帯を使ってやっているという話もあります。福岡消防局は2交代なので非番の日に行くんですが、それでも当務日の救急出動がどんどん上昇の一途をたどっておりますので、そこまで非番の日勤務させられない、手が回らないということで、救命講習もだいぶ数を落としているんですね。それでいいのかという話です。

片や、住民の方にもっともっと多くそういう知識、技術を習得してもらいたいということになると、やはりこれは消防本部だけの役割ではなく、例えば消防団員とか、それから日本赤十字社だとか、それとも行政への福祉部門も含めて、そういう何か一つまとまった動きをやっていく必要があらうかと思います。そののところにしまして、ちょっと見解をお伺ひしたいということでございます。

それと3点目です。3点目の登録制度の話なんですが、宗像地区消防本部が平成29年に宗像、福津のAEDステーションに関する要綱を定めています。目的を読み上げます。この要綱は、迅速な救命措置が可能となる環境を整えるため、AEDを設置している事業所を宗像、福津AEDステーションとして認定し、その活用を図ることにより、心肺停止傷病者の救命率の向上及び安

心安全なまちづくりに寄与することを目的とするというふうにうたっているんですね。当然、宗像地区消防本部ですから宗像市と福津市さん、宗像市さんと福津市さんが対象となるんですが、そしてそれをした上で、きちんと設置場所だとか、そういう登録の事業所とのいろんな役割だとかいうふうにつなげていって結構、構想しているという話でございます。

先ほど答弁中でありました一応、仕組みはつくったけども、その情報がうまく更新できていない、だから使えない。実情なんだろうが、それではなくて、せっかく作ったのがあれば、それをきちんと更新していくような、管理チェックしていくような、そういうふうなものを作っていないともったいない。せっかくあるんですから、住民の皆さんが利用しづらいような話になると本末転倒でもございますから、そのところをどうしていくのかというところで、見解をお伺いしたいと思います。

それと最後です。4点目なんですが、先ほどの設置費用の公的補助の話でございます。なかなか事業者が、自前で設置していくという話はあるんですが、よくあるのは、それは町民の方、それから住民の方というよりも従業員の皆さんとかですね、そういう話、民間の場合はそういうところで大規模事業所だとかにはよく設置されてあります。

しかし、いわゆる地域のランドマークとなるような施設、例えば郵便局だとか、銀行だとか、ガソリンスタンドとか、ドラッグストアとか、そういうバイスタンダー、救助者であるバイスタンダーにとって目印となるような利用しやすいところの施設への設置は、どんどん進めていくべきだと思うんですね。

その呼び水、きっかけづくりとして公費で、当然、制限はありますが、限定する対象物になりますけども、何かそういうきっかけづくりとして、行政の公費の支出あたりの検討はできないのか。そのところも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

まず、最初におっしゃいました粕屋北部消防本部による救急隊員によるAEDの講習が、なかなかもうキャパがオーバーしているんじゃないかというふうなお話でしたけれども、その点に関して粕屋北部消防本部と月に何回か消防長と顔を合わせて話をする機会がございますけれども、実際におっしゃいますように、救急隊の出動はまた今のところどんどん増えてきている状態で、救急隊の増隊も検討しなければならないというふうなレベルにあるようでございます。

ただし、それに伴って、各地域に赴いていく講習会の開催に支障が出ている、あるいは江口議員がおっしゃいましたように、抑制しているという話までは出ておりませんでしたので、その辺は粕屋北部消防本部とよく確認しながら対応を考えていきたいと思います。

消防本部以外でも、どちらかがそういった講習会ができる組織があれば、そういったところに

も頼むなり、粕屋北部オンリーにならないように、町としても考えていければなというふうに思っています。

それと、AEDの設置の、いわゆるマップ化といいますか、ですけれども、はじめの答弁の中にも言いましたように、やはり1分1秒を争う場面でのバイスタンダーの方が、例えばそのマップのことを思いつかれて、近くにあるかって確認したときに、近くの例えばお店にあるんだっていった時に、その店にいざ行ってAEDを持ってきたけど、パッドがもう消耗品の経過を過ぎてて使えないとかですね、そういったことが1番僕は恐ろしいことだろうと考えます。行政が提供している、そういった情報の中で、いざそのマップを見て走っていて取りに行ったら、いざもう消耗品が使えないからAED自身の機能を発揮できない、あるいはバッテリーが切れて動くことすらなかったという事態が、発生するのではないかということが1番恐れております。

そういった事態を恐れて、粕屋北部消防本部も先ほど申しましたように、マップの掲載は消防本部のホームページ上で掲載をするのは辞めたということだろうと思います。また、それを町のほうで、つぶさに管理していくというのは非常に困難なことじゃないかなというふうに思っています。

町が管理しているものは当然行いますけれども、ですので町が管理しているものは、町のホームページで責任を持ってあげますけれども、いわゆる他力本願的な部分も多ございますので、そこはちょっと正確を期したいなというふうに考えているところです。

実際、財団が参加されているマップを見ますと、今、町内の前はあったお店ですけれども、もう今は廃業されているお店もそのまま載っていたりするものですから、なかなか町が行政として行政の情報としてあげるのは、ちょっと正確さに欠けるものは厳しいものがあるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

それと、補助金をやってランドマーク的なお店にですね、どんどん配備していくべきではないかということでしたけれども、なかなかそこも補助金を使ってまで、どういったものに置いていくのかという、そういったことも基準も考えていかなければならないし、そのもとになるのは先ほど申しましたAEDの設置のガイドラインになろうかと思います。そういったものを検討しながらですね、検討できればと思いますが、やはり設置した後、またその維持管理がその事業者さんにどこまでお任せすることができるのか、あるいはもう維持管理も町が見ていかなきゃ駄目なんじゃないかなという考える部分もございますので、そこは慎重に検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。ちょっとそろそろ時間も押してまいりましたので、本日の質問の核心に触れたいと思っております。

4番目の公費負担の話なんです、ご承知かもしれませんが、実は先ほど宗像地区消防本部の話をいたしました。29年度に要綱を策定したと、制定したということなんです、実は福津市、それから宗像市に入るとコンビニエンスストアがありますね、コンビニが。あそこにはですね、全てのコンビニにAEDを置いています。設置されています。2023年の8月現在なんですけど、宗像、福津市内のコンビニ、50店舗ぐらいあるんですね。全て設置されています。セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーマート、ミニストップ、あそはポプラもあるみたいで、そこにはちゃんとAEDの絵を書いた表示マークも掲載されていますので、そういうところがある。古賀市に入った、新宮町に入ったら、それがないという話。

ちょっとそのところを伺ったんですが、その経緯といいますか、設置をする経緯はいろいろと世界遺産のそういうこともあったし、何か当時、皇族の行啓か何かがあったと、そういうことで宗像市さんがもっとしっかり安全安心を高めていこうと、そういう動きがあったみたいで宗像市さんから宗像市の消防本部に申入れがあったそうです。

当然、その条件をいろいろと詰めていく中で、無償でコンビニ、24時間営業のコンビニに限るんですが、そこに設置すると。要するに、24時間営業中の大きなポイントだと思うんですね。今、コンビニというのは銀行ATMもそうですし、公的公共料金の振り込みもそう、宅配もそう、それから住民票とか戸籍謄本とか、もう何でもできる。かつて町のホットステーションみたいな形で表現されたこともあるんですが、そういうところにAEDがあって当たり前じゃないかと。そしたら、皆さん、よくご利用されますから、うちの近くのコンビニにはAEDがあるねって、何かあったらあそこで借りればいいねっていうような話になってるそうです。

それから、消防本部のほうで福津市さんに働きかけて、結果的に管轄する宗像市、福津市は当然、組合消防ですから負担金の増額になるんでしょうが、あわせて50店舗ほどのコンビニにAEDを設置している。当然レンタルですので、維持管理についても全部行政が消防本部のほうでやっているそうなんです、そういうことで、今のところ定着しているということでございます。似たような話は、柳川市にもあったんですね。前聞いていたんですけども、あそこは27年ぐらいか、市が単費でコンビニに設置している。そこも24時間営業というふうに、ある程度、先ほどのランドマーク、地域のランドマークと申しましたが、そういう分かりやすいところに行政が公費を負担してでも、一部負担助成かもしれませんが、何かそこに置いておくと町民の人って安心すると思うんですね。宗像市であって福津市であって、さあ、新宮に來たらないよっていう話になると、せっかく特に宗像、福津、古賀、新宮あたりは湾岸、玄界灘に面した湾岸のいろんな議会も行政も連携をとっていますしですね、そういうのは首長さん同士でいろいろと話をされると。事によっては、いけるんじゃないかなというふうに考えた次第でございます。

ちなみに、予算のことで細かいことで口幅ったいんですが、今レンタルでかなり安くなってま

して、かつては買取りで20万円、30万円していたAEDの機器が、今レンタルリースで月に4,500円ぐらい、月5,000円かからないんですね。そうすると、1年で5万5,000円ぐらい、5万円そこそこ。ですから、新宮町のコンビニ、ちょっと私の見た限りでは13店舗ちょっとあるということで考えますと、単純に計算して70万円ほどの費用が年間かかると。宗像地区では、これ消防本部が予算取りしているんですが、55基、リースで300万円と予算措置をしているということで、できるところはやっている。やっているところがあるというのを前提に、前向きに検討していただけないかなというふうに思っておる次第でございます。

かつてですね、アメリカの西海岸にはシアトル市という、イチロー選手がマリナーズ、野球の所属していたシアトル市では、よく言われた言葉があります。心臓発作が起こったらシアトル市で倒れられて。シアトル市は、救命率が40パーセント以上、市民の50パー、子どもさんも入れた話ですから、もうほとんど成人の方はほとんどの方がAEDの取扱い、応急手当の知識、技術をお持ちであるというふうになっております。

ですから、福岡県としても宗像、福津、古賀、新宮が倒れるなら新宮町で倒れろやっつぐらいの、そういうふうな魅力のある安心感があるような形の中でもっていくと。特に、広域行政の連携の中でも話がうまく伝わるんじゃないかなというふうなことをちょっと考えた次第でございます。

いずれにしても、そのような今回のAEDの設置の普及について質問したわけでございますが、やはりやっぱり町民の方にとっては安心で安全な生活を送る、送りたいと。それから、高齢者の方に対しても周りの人たちの温かい目で、そういう命の大切さをしっかりと勉強しながら、それからお互い助け合いながら生活できればと思っております。

最後になりますが、先ほどの宗像地区、宗像市、福津市さんの公費負担での設置について、何かできるだけ積極的な、前向きなご見解をいただいて、私の質問を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。宗像市や福津市さん、いわゆる宗像消防本部管内でそういった取り組みをなさっているということは、私存じ上げませんでした。

やるなら、先ほど申しましたように、もう町が全部丸抱えで、その場所に置かせていただくという形じゃないと、このAEDを町内のいろんな店舗においてもうまく機能しないだろうなど。また、そういった維持管理がちゃんとできるようなケースじゃないと、マップにもなかなか載せづらいなというふうに思っておりますので、やるなら、もう丸抱えで町がその店に置かしていただくというふうな体制じゃないといけないことだろうなというふうに思います。

また、今コンビニエンスストアという言葉でおっしゃっていましたが、新宮町に合わせ

て考えて、コンビニエンスにおいて、町内全域均等に命を救うような体制が整うことができるのかということもあわせて考えないと、コンビニは皆さんご存じのように、やはり町の西側に偏っていると思いますし、東側は薄いと思いますので、その辺のバランスも考えてやらないといけな
いと思います。やるならですね。

あとは、一部事務組合構成する新宮町、古賀市で共にやるなら粕屋北部消防本部でやればいいし、お互い単独でやりましょうという話になれば、それぞれの市町でやることになろうかと思
います。先ほどから申しております1分1秒争うですね、そういった場合に命を救う有効な機器で
あるとは私も十分認識いたしておりますので、その辺のバランス、全体のことを勘案しながら検
討は進めていきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、
会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の訂正、整
理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会
